

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	35 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年6月から45年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和39年10月に結婚した後にA市役所に勤めていた主人の叔母が、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間②については、夫と一緒に納付していたはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その夫と一緒に国民年金保険料を納付していたはずであるとしているところ、申立期間②の前後は納付済みであり、その夫も申立期間②については納付済みであることから、3か月と短期間である申立期間②について、申立人が納付していなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は当初は、その夫の叔母が国民年金保険料を納付してくれたと主張していたが、その後、その夫がまとめて納付したと主張を変遷させており、納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①について、申立人の夫の叔母が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、その叔母は既に他界しており、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年6月12日に払い

出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、記号番号払出時点では申立期間①の一部の期間については、過年度納付による納付が可能であり、全部の期間については特例納付による納付が可能であったが、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたその叔母は既に他界しており、保険料の納付状況等が不明である上、申立人に別の記号番号が払い出された形跡もうかがわれな

い。
加えて、口頭意見陳述により、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情を汲み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間当時、A区のB駅前の理容店に住み込みで働いていた。国民年金の加入手続は昭和35年ころに店主がしてくれた。店主から青い年金手帳を見せられ、国民年金保険料が毎月100円であると教えられた。給料から毎月の保険料が引かれ、店主が保険料を納めてくれていた。店に集金人が来たこともあり、保険料を納めると四角いものを手帳に貼っていたように思う。年金手帳に検認の黒い印が押されていたことを覚えている。結婚のため39年3月に店を退職するときに、店主から青い年金手帳を受け取った。結婚後、住所変更と保険料納付のためC区役所へ手続に行ったところ、青い年金手帳を回収され新しく茶色の年金手帳を渡された。新しい年金手帳に申立期間の検認印が押されていなかったの不安に思い確認したところ、窓口の職員に、茶色の年金手帳に納付の検認として押されている割り印があるから大丈夫ですと説明された。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、店に来た集金人に店主が保険料を納付し、印紙を年金手帳に貼ったのを見たことがあるとして、A区では、申立期間当時、区の職員による保険料の出張検認が行われていたとしていること、及び申立人が申立期間当時所持していたとする空色の年金手帳は、当時使用されていた年金手帳と同色であることなど、申立内容は当時の状況と符合している。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致しており、申立内容に信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から46年9月まで

国民年金に未加入であったが、結婚した昭和42年夏ころから集金人に再三にわたり加入を勧められ、夫を説得の末に同年秋ころに夫婦二人で加入した。

集金人に今までの未加入期間の国民年金保険料についても納付するよう言われ、最初に亡き夫が1万円弱の保険料を支払った。その後は、2か月から3か月ごとに集金人に保険料を納付していた。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、結婚した昭和42年の夏ころから集金人が訪れ再三にわたり国民年金に加入するよう勧められ、同年秋ころに夫婦二人で加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は46年10月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、払出時点からすると44年6月以前は時効により保険料を納付できない。

また、申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、昭和42年ころに申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人は、加入手続時に過去の国民年金保険料を含め夫婦で1万円弱を集金人に納付したとしているが、申立人が加入手続をしたとする昭和42年秋ころに夫婦の未納期間を納付するのに必要な保険料額は申立

人が納付したとする額と大きく異なっている。

しかしながら、申立人が加入手続時に一括して1万円弱を納付したとしていることについて、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年10月の時点では、申立期間のうち46年4月から同年9月までの期間については集金人による保険料収納が可能な期間であり、同年4月から同年12月までの保険料額は申立人夫婦二人分で8,100円となり、申立人が一括納付したとする金額（約1万円弱）とおおむね一致することから、46年の手帳記号番号払出時点で集金人に当該期間の保険料を納付した可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月から46年9月まで

国民年金に未加入であったが、結婚した昭和42年夏ころから集金人に再三にわたり加入を勧められ、妻からの説得の末に同年秋ころに夫婦二人で加入した。

集金人に今までの未加入期間の国民年金保険料についても納付するよう言われ、最初に1万円弱の保険料を支払った。その後は、2か月から3か月ごとに集金人に保険料を納付していた。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、結婚した昭和42年の夏ころから集金人が訪れ再三にわたり国民年金に加入するよう勧められ、同年秋ころに夫婦二人で加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は46年10月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、払出時点からすると44年6月以前は時効により保険料を納付できない。

また、申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、昭和42年ころに申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人は、加入手続時に過去の国民年金保険料を含め夫婦で1

万円弱を集金人に納付したとしているが、申立人が加入手続をしたとする昭和 42 年秋ころに夫婦の未納期間を納付するのに必要な保険料額は申立人が納付したとする額と大きく異なっている。

しかしながら、申立人が加入手続時に一括して 1 万円弱を納付したとしていることについて、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 46 年 10 月の時点では、申立期間のうち 46 年 4 月から同年 9 月までの期間については集金人による保険料収納が可能な期間であり、同年 4 月から同年 12 月までの保険料額は申立人夫婦二人分で 8,100 円となり、申立人が一括納付したとする金額（約 1 万円弱）とおおむね一致することから、46 年の手帳記号番号払出時点で集金人に当該期間の保険料を納付した可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から47年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間について、元夫と結婚した直後に義父が国民年金加入手続をしてくれ、国民年金保険料は近所の地区役員による集金で納付していた。私も集金人に保険料を納付したこともあり、時期は不明だが保険料は月額800円くらいだったと記憶している。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和46年4月から47年3月までについて、申立人の国民年金手帳記号番号は47年2月ころに払い出されており、払出時点からすると同期間の保険料は現年度納付が可能であり、申立人の保険料を主に納付していたとするその義父母の同期間の保険料は納付済みであることから、申立人の保険料についても納付されていたと考えるのが自然である。

2 申立期間①のうち昭和43年12月から46年3月までについて、申立人の手帳記号番号払出時点からすると、同期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は国民年金の加入手続には直接関与しておらず、申立期間の保険料の納付は何回か行ったことはあるとしているものの、申立人

が納付したとする保険料額は申立期間後の昭和 48 年ころの保険料額であるなど納付に関する記憶が曖昧である上、申立人の加入手続及び保険料の納付を主に行っていたとするその義父は既に他界していることから、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

- 3 申立期間②について、A市国民年金被保険者名簿には昭和 60 年 4 月 2 日に任意加入資格喪失と記載されていること、同年 5 月に申立人の国民年金被保険者資格種別が強制加入から任意加入に変更されていること、及び資格喪失手続は本人の申請に基づき行われることを踏まえると、同時期に申立人から資格喪失の申出があり、資格種別を変更した上で資格喪失の処理が行われたと推認でき、申立期間は未加入期間であり、申立人が保険料を納付することはできなかった。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和39年10月から40年3月まで

申立期間については、亡くなった妻がA市役所で夫婦2人分の国民年金に加入し、保険料の納付も行っていた。納付記録では、昭和38年4月から支払ったことになっているが、加入時から支払ったことを記憶しており、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、亡くなったその妻がA市役所で夫婦2人分の国民年金への加入手続を行い、保険料の納付も行っていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和39年9月から同年10月ころであり、それ以降については、直後の申立期間②を除き保険料はすべて納付されており、また、加入後、申立期間②直前の38年4月から39年9月までの期間の保険料がさかのぼって納付されていることから、申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の亡くなった妻が国民年金への加入手続を行ったと推定できる昭和39年9月から同年10月ころの時点では、当該期間のうち、36年4月から37年3月までの期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしている申立人の亡くなった妻も申立期間①の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から 49 年 1 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、亡くなった実家の父が家族の分の国民年金保険料を納付しており、私の分も納付してくれたはずである。申立期間②については、A 銀行（現在は B 銀行。）C 支店で納付しており、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和 50 年 3 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失して国民年金に加入し、A 銀行 C 支店で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、50 年 3 月に厚生年金保険から国民年金への資格切替えを行った以降、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで、申立期間②を除き保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲が高いものと認められることから、3 か月と短期間の申立期間②の保険料を未納とするのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、実家の申立人の父が納付してくれたはずとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和 50 年 3 月ころであり、その時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人は納付に関与しておらず、納付したとする実家の父は既に他界しており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①当時、同居していた申立人の兄弟及び姉妹につい

ては、申立人と最も年齢の離れた兄を除き、長姉、次姉及び次兄は 20 歳から保険料を納付していないことから、申立人が 20 歳から納付していたとは考え難い。

さらに、申立人はD市内での住所移転はあるものの、他の市町村への住所移転が無く、別の国民年金手帳記号番号が発行された形跡が見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月から46年5月まで
② 昭和48年4月から52年3月まで
③ 昭和53年8月から平成5年6月まで
④ 平成5年7月から15年7月まで

申立期間①については、A村（現在はB市）の実家の父が私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間②については、昭和48年3月に国民年金に加入し、1か月分のみを納付することは考えられず、1年間は納付したはずである。申立期間③については、夫と共に経営していた会社の経済状況が苦しくなり、私の分だけ厚生年金保険の資格を喪失して、国民年金に加入し、保険料を納付していたはずである。申立期間④については、夫が亡くなった後、国民年金保険料を納付するのが困難となり、C市役所に免除の申請手続きをしたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、同居していた実家の父が、自宅に来ていた国民年金保険料の集金人に自分の保険料も一緒に納付してくれたはずとしているところ、申立期間①直前の昭和43年2月から44年3月までは保険料が納付されており、申立人がD市に転居する直前の44年7月までその集金は引き続き行われていたと考えられることから、申立期間①のうちの44年4月から同年7月までの保険料4か月分を未納とするのは不自然である。

また、当該期間当時、申立人の実家があったA村では、納税組合に

よる集金が行われていたことが確認できている。

一方、申立期間①のうち、昭和 44 年 8 月から 46 年 5 月までの国民年金保険料については、申立人が、44 年 8 月に D 市に転居しており、その後も実家の父が保険料を継続して納付できたとは考え難く、納付していたとする父は既に他界しており証言が得られず、保険料の納付状況は不明である。

さらに、当該期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、E 市役所で国民年金に加入し、昭和 48 年 3 月の保険料 1 か月分のみ納付されているのは考えられないとし、その後の 1 年間は保険料を納付しているはずとしているが、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、同時に加入したと認められる申立人の夫は同期間の保険料が未納となっており、申立人の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。
- 3 申立期間③について、申立人は、その夫の会社の厚生年金保険に夫婦二人で加入していたが、会社の経営が苦しくなり、申立人のみ厚生年金保険の資格を喪失して国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとしているが、保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、その後、国民年金に加入したと認められる夫も同期間中の国民年金加入期間の保険料が未納となっている上、申立人の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。
- 4 申立期間④について、申立人は、その夫が他界した後の平成 5 年ころ、会社の経営が苦しくなり、国民年金保険料の免除を E 市役所で申請したとしているが、保険料の申請免除は 1 年ごとに申請及び認可が行われるものであり、同期間は 10 年余の長期間にわたりながら、申請免除となったことを示す関連資料が見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から63年3月まで

昭和63年9月*日に婚姻入籍後、国民年金に加入したが、その後に送付された保険料納付書に記載された保険料の金額が非常に高額だったので、その送付元に電話で問い合わせたところ、「20歳から強制加入期間だったが、保険料が未納だったので納付書を送付した。分割による納付でも良い。」と教示されたため、3回ぐらいに分けて全額をさかのぼって納付した。申立期間の初期のころは時効のため納付不能の期間も含まれると思うが、少なくとも納付書に記載された全期間の保険料を納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年9月に婚姻した後、国民年金に加入し、過去の未納分に係る保険料納付書の送付を受けたが、その納付すべき金額が多額だったのでその送付元に問い合わせたところ、「分割による納付でも良い。」と教示され、その総額を3回ぐらいに分け、その1回目を住所地のA市役所に納付したとしているところ、A市は、当時、未納期間のある新規の国民年金加入者に対し、現年度の保険料納付書と一緒に、時効に至る前までの期間についての過年度納付書を送付したとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は63年11月であり、社会保険庁の納付記録によれば、申立期間直後の63年4月から同年9月までの保険料が同年11月15日に収納されており、これが申立ての保険料総額の1回目の分納分に当たるものと推認することができることから、過去の未納の保険料を分割納付したとする申立内

容に不自然さはみられない。

また、申立人は、3回ぐらいに分けて納付した保険料の合計額を十数万円としているところ、申立人の国民年金への加入推定時期である昭和63年11月の時点では、申立期間のうち、61年10月から63年3月まではさかのぼって保険料を納付することが可能であり、当該期間の保険料と上記の63年4月から同年9月までの保険料の合計額は17万7,600円となり、申立人が記憶している納付額の範囲内となっている。

さらに、申立人は、申立期間以外に保険料の未納期間は無く、前納した期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和59年11月から61年9月までについては、申立人の国民年金への加入推定時期である63年11月の時点では、時効により保険料をさかのぼって納付できない期間となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から63年3月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月

昭和 54 年 8 月に会社を退職した際、両親から国民年金に加入するのは国民の義務であると言われ、将来の年金受給を考えて国民年金に加入した。数多く転職してきたが、その際にも間を空けることなく国民年金保険料を納めてきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年8月に会社を退職した際、両親から国民年金に加入するのは国民の義務であると言われ、将来の年金受給を考えて国民年金に加入し、転職の際にも、間を空けずに国民年金保険料を納付してきたとしているところ、申立人は、54年9月ころ国民年金に加入して以来、厚生年金保険と国民年金の切替えに伴う手続をすべて適切に行い、申立期間を除き保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識が高かったものと認められ、1か月と短期間の申立期間を未納とするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を含む保険料の納付場所について、日常生活の都合に合わせて自分が納めやすい場所で納付したとして、その中でも一番多く保険料を納付したのはA銀行B支店であり、1か月ごとの納付書により保険料を納付したとしているところ、当時、C市は国民年金保険料を1か月ごとの納付書により収納しており、A銀行B支店は昭和45年3月2日からC市国民年金保険料収納指定機関であることから、当時の納付方式、納付場所等に関する実情と一致しており、その内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から55年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、地区の納税組合の集金人に定期的に納付したはずであり、当時の家計簿にも保険料納付の記録があるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和50年8月の結婚後については、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、その妻の当該期間の保険料は納付済みである上、妻が保管していた申立期間のうちの51年から53年までの家計簿によれば、おおむね3か月ごとに「年金二人分」を目的として、当時の二人分の国民年金保険料額が支出されており、申立期間当時、申立人及びその妻が二人分の保険料を一緒に納付していたものと推認できることから、妻が結婚前に納付済みとなっている50年9月までの直後の50年10月から55年3月までについては、納付したとする主張に不自然さはみられない。

また、申立人及びその妻は、申立期間直後の昭和55年4月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、申立人の両親も国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入して未納期間は無いことから、申立人、その妻及び両親の納付意識は高かったものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年3月から50年9月までの期間について、申立人は、50年8月に結婚するまでは、その父親が納税組合の集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、父親は既に他界して申立人の国民年金への加入状況、保険料の納付状況が不明であり、保険料を

納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらないことから、妻が結婚前に納付済みとなっている当該期間の保険料を納付したとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年3月まで

過去の未納保険料をさかのぼって納付できることを知り、結婚前の昭和49年春ころに2回に分けてA郵便局で納付した。申立期間に係る領収証書は紛失してしまったが、保険料を納付していたのは間違いないので、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しているほか、第3号被保険者と第1号被保険者との種別変更手続も適切に行っており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が一括納付したと主張する昭和49年春ころは、第2回特例納付実施期間内であり、申立期間に係る国民年金保険料を納付することが可能な時期であった。

さらに、申立期間直後の昭和41年4月から42年6月までの期間について、当初は未加入とされていたが、申立人が当該期間に係る領収証書を所持していたことから、平成20年12月17日に記録訂正されており、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

昭和60年に夫が会社を退職した際、A市役所で国民年金加入手続をした。国民年金保険料については、私が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間について、夫は納付済みになっているのに自分の分が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているところ、保険料の納付日が確認できる期間については、夫婦が同一日に納付していることから、夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認される上、申立人の夫は、申立期間は納付済みとなっている。

また、申立人が、9か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2685 (事案 1436 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月

平成3年ころ、A市役所から再三国民年金保険料を支払うよう督促を受けたが、私は当時大学生でB国に留学していたため、私の母親がA市役所のC支所に出向き、国民年金の加入と保険料の納付を行った。母親が加入手続の際、市役所職員に、私がB国に留学中の旨を説明したところ、当該職員から、平成3年4月分の保険料の納付と後日在学証明書の提出をすること及び帰国した際に市役所に出向き国民年金の再加入手続を行うことを指示されたことを母親から聞いており、当初の判断結果に納得できないため再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が平成7年3月ころ払い出されていることから申立期間は時効により納付できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、再申立てに対する調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が平成3年4月ころ払い出され付番されていること及び社会保険庁の記録にも過年度納付書が発行された記録が確認できることから、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと推認でき、申立内容に信憑性^{びよう}が認められる。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金加入手続について、加入状況、納付状況、保険料額等を鮮明に記憶しており、申立期間に国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

昭和58年当時、私が20歳でA大学に通学していたころ、母が国民年金のことを気にしてB市役所に出向き私の国民年金加入手続を行うとともに、2年間さかのぼって保険料を納付してくれた。この保険料が納付されていないというのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母がB市役所で申立人の国民年金の加入手続を行うとともに2年間さかのぼって保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年4月5日に払い出されており、払出日からすると申立期間は過年度納付することが可能な期間である。

また、国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、昭和51年10月に任意加入した後の期間がすべて納付済みであることから、国民年金に対する意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立期間は、24か月と比較的短期間であり、申立期間内に納付できないような特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和59年12月21日から60年4月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、59年12月は17万円、60年1月は15万円、同年2月は17万円、同年3月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月21日から60年5月1日まで
株式会社Aの被保険者資格は昭和59年12月21日に喪失しているが、同社には59年7月初めから60年4月末まで継続して勤務しており、給料明細書によれば59年8月分から60年3月分まで給料から厚生年金保険料が控除されている。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和59年12月21日から60年4月1日までの期間については、当該期間の一部に係る雇用保険の被保険者記録、申立人提出の給料明細書及び昭和59年分給与所得の源泉徴収票並びに元事業主の供述により、申立人は、株式会社Aに当該期間勤務し、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和59年12月を17万円、60年1月を15万円、同年2月を17万円、同年3月を15万円とすることが妥当である。

一方、株式会社Aは、事業所番号等索引簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、昭和59年12月21日に適用事業所ではなくなってい

るが、元事業主の供述及び事業所別被保険者原票の健康保険証返納記録から、申立期間は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月までの保険料の納付義務を履行したか否かについては、元事業主は資料の保存が無く不明としているが、申立期間は適用事業所となっていないことから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち昭和 60 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、事業主の供述により、申立人が申立期間のうち 60 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日まで株式会社 A に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人提出の昭和 60 年 4 月分の給料明細書によれば厚生年金保険料は給与から控除されていない。

さらに、株式会社 A の元事業主は、会社は倒産しており厚生年金保険適用関係資料は無く、保険料控除については不明であると供述しており、同僚からも申立人の同期間の厚生年金保険料の控除について供述を得られなかった。

このほか、申立人の昭和 60 年 4 月の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月30日から37年1月1日まで
昭和33年4月1日から62年6月30日まで、A株式会社に継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料も給与から控除されていた。申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の申立人に係る人事記録、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、同社B工場及びC工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A株式会社は、「社員を厚生年金保険に加入させて、給与から保険料を控除するという全体のスキームの中で、申立人を厚生年金保険に加入させないということはありません。」と供述している。

一方、A株式会社B工場からC工場への異動時期については、同社の人事記録では、昭和37年3月26日にC工場係長代理を命ずると記載されており、申立人及び同僚は、36年11月からC工場業務に従事していたと供述しているところ、社会保険庁の記録によれば、A株式会社C工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは37年1月1日であること、申立人の「申立期間当時はC工場を新設している最中だったので、C工場に事務処理能力があったと思えず、給与はB工場かD本社から支給さ

れていたと思う。」との供述から判断すると、同社B工場での被保険者資格喪失日を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録から、申立人のA株式会社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失時及び同社C工場における被保険者資格取得時の標準報酬月額である2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社では、厚生年金保険関係資料を保管していないため、厚生年金保険の手続を適正に行ったか否か確認できないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB営業所における資格取得日は昭和37年8月1日、資格喪失日は40年6月12日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年8月から40年4月までの期間は3万6,000円、同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち昭和37年8月から同年10月までの期間について、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年8月1日から40年6月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について欠落していることが判明した。株式会社Aには、昭和33年9月1日に入社し、41年10月に退職するまで継続勤務していた。同僚の記録には欠落がないのに途中の3年弱が欠落していることに納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が主張する申立期間のうち、昭和37年11月1日から40年6月12日までの期間については、社会保険事務所が保管している株式会社AのB営業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と生年月日が同じで同姓同名の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する厚生年金保険被保険者原票の記録により、昭和37年11月から40年4月までは3万6,000円、同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち昭和 37 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までは、事業主は死亡しており、株式会社 A は既に解散しているため、申立ての事実を確認できる資料は保存されていないものの、当時の総務部長及び複数の同僚の供述により、申立人は、同社 B 営業所の営業課長であったことがうかがえる上、同社本社と同社 B 営業所間の異動がある大部分の同僚に被保険者期間の空白が無いことから、申立人は 37 年 8 月 1 日から同社 B 営業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

また、同社本店における昭和 37 年の定時決定が被保険者名簿に記載されていないことから、同社 B 営業所へ 37 年 8 月 1 日付けで転勤したものと推認できる。

さらに、雇用保険被保険者記録により、申立期間について同一事業所に継続勤務していたことが確認できる。

加えて、当時の総務部長は「社員の給与明細書を毎月確認していたので、保険料の控除漏れは無かった。また、当該事業所には臨時社員はおらず、入社時に全員社会保険には加入させ保険料はもれなく控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、同社 B 営業所における厚生年金保険被保険者としての資格取得日を昭和 37 年 8 月 1 日に訂正することが必要であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する厚生年金保険被保険者原票の資格取得時の記録により、昭和 37 年 8 月から同年 10 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間における、事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在、B株式会社）C工場における資格取得日は昭和45年2月23日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月23日から同年3月23日まで
昭和45年2月23日に、高校卒でA株式会社C工場に入社した。入社時から厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の事業主は、申立人がA株式会社C工場に入社したのは昭和45年3月23日であり、同年2月23日から同年3月22日までの1か月間は実習期間だったと供述している。

また、社会保険庁の申立人に係るA株式会社C工場の被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和45年3月23日となっている。

しかしながら、申立人及び申立人と同日入社と同僚が所持する厚生年金保険被保険者証において、「初めて資格を取得した年月日」は昭和45年2月23日と記載されているうえ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、資格取得年月日は同年2月23日となっている。

さらに、雇用保険の被保険者記録やD年金基金の加入員台帳において、申立人のそれぞれの資格取得日はいずれも昭和45年2月23日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年2月23日にA株式会社C工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨

の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D年金基金の加入員台帳から確認できる申立人の申立期間における標準給与額の記録から3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで
社会保険庁の記録では、平成4年3月31日に株式会社Aで資格喪失し、同年4月1日に子会社であるB株式会社で資格取得となっており、被保険者期間が1か月欠落している。転勤に伴い事業所を異動したが継続して勤務しており、厚生年金保険料が控除されている賃金台帳があるので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに株式会社Aから提出された異動辞令及び平成4年4月度給与台帳から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（平成4年4月1日に株式会社AからB株式会社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、株式会社Aから提出された異動辞令により、申立人の同社からB株式会社への異動日は平成4年4月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正することが必要である。

また、株式会社Aに係る申立期間の標準報酬月額については、同社の給与台帳及び申立人の同社における平成4年2月の社会保険庁の記録から20

万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主が資格喪失日を同年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 1 月 11 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで

知人の紹介で、昭和 35 年 4 月に知人 3 人と一緒に A 所に入社した。4 人のうち 2 人は直ぐ辞めたが、私と B さんは約 5 年勤めて、ほぼ同時に一緒に辞めた。B さんは申立期間の厚生年金保険の年金を受給しているが、私は脱退手当金を受給した記録になっている。

私は、最近、当時の同僚と会って申立期間が厚生年金保険被保険者であったこと、また、申立期間の脱退手当金を受給していたことを初めて知った。

私は、脱退手当金制度があることも知らなかったし、請求も受給もしたことが無い。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 所に申立人と同時期に勤務した女性 36 名の厚生年金保険被保険者の記録を調査すると、当該会社を退職後に脱退手当金を受給した者は申立人以外に 2 名しかいない上、当該会社に申立人と同期入社し、ほぼ同時期に退職した同僚の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同様に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるにもかかわらず、脱退手当金の支給記録が無く、この同僚は「退職時に会社から脱退手当金の説明などは無く、申立人のみを受給していることは不思議である。」と供述していることや、同時期に勤務した同僚 6 名に照会した結果、全員が「退職時に会社から脱退手当金の説明及び代理請求の話は無かった。」と回答していることなどを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したと

は考え難い。

また、申立人は、申立期間後間もなくして国民年金に加入し 60 歳まで国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立人は脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間②に係る有限会社Aにおける資格喪失日は平成4年5月21日であると認められることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

2 また、申立人は有限会社Aにおける申立期間③のうち平成4年2月から同年4月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立期間④について、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社Bにおける資格取得日に係る記録を平成4年5月21日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

4 また、申立人は有限会社Bにおける申立期間⑤について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間⑤の標準報酬月額に係る記録を38万円と訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

5 申立期間⑥について、申立人は平成4年7月21日から同年8月20日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、有限会社Bに係る資格喪失日を同年8月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から36年7月まで
② 平成4年5月21日から同年6月21日まで
③ 平成4年1月1日から同年5月21日まで
④ 平成4年5月21日から同年6月21日まで
⑤ 平成4年6月21日から同年7月21日まで
⑥ 平成4年7月21日から同年9月1日まで

C株式会社D支店には、昭和35年4月1日から36年7月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。また、平成4年1月1日から同年5月20日までは有限会社Aで勤務し、同年5月21日に有限会社Bに移籍して同年8月末ごろまで勤務したが、社会保険庁の年金記録では移籍が1か月後になっている上、両社での標準報酬月額も給与明細書の給与額より低い。さらに、有限会社Bにおける同年7月21日以後の加入記録が無い。以上の内容について、記録の回復と訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人は、申立人が保管する5か月分の給与支給明細書に基づいて、申立人が有限会社Aで平成4年1月1日から同年5月20日まで継続して勤務し、38万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しているが、当該給与支給明細書には事業所名及び支給年月が記載されていない。

しかし、当該給与支給明細書と、申立人が同時に保管する当該事業所から申立人が移籍したとする有限会社Bの発行した同年6月から同年8月までの給与支給明細書（事業所名及び支給月が明記）を併せて照合すると、まず、同年1月のものとされる明細書を除き、両社の給与支給明細書に記載されている基本給、役職手当、精勤手当、厚生年金保険料、健康保険料など多くの項目の金額が一致していることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成4年6月21日、有限会社Bにおける資格喪失日が同年7月21日であり、双方とも21日となっている。

さらに、平成4年1月のものとされる給与支給明細書は、報酬月額及

び食事手当額が、ともに20日程度の日割金額であり、これを、申立人が被保険者資格を取得した同年1月1日から同月20日までの給与額とすることに合理性があると同時に、同年2月から同年5月までのものとされる他の明細書及び有限会社Bの同年6月から同年8月までの明細書にはどの月にも日割計算や欠勤控除に当たる内容が見られないことから、両事業所とも前月21日から当月20日までを給与計算対象期間としていたことが推認できる。

このことから、事業所名と支給年月の記されていない給与支給明細書は有限会社Aの発行した平成4年1月から同年5月までの明細書であり、当該事業所での勤務に対する給与の支払は同年5月20日をもって終了し、翌5月21日以降の勤務に対する給与は有限会社Bから支払われており、同年4月までの厚生年金保険料が、翌月控除として当該事業主により給与から控除されていると判断することができる。

以上の理由により、申立期間②に係る申立人の有限会社Aにおける資格喪失日を平成4年6月21日から同年5月21日に訂正する必要がある。

- 2 申立期間③について、申立人は、上述の有限会社Aが発行したと判断される給与支給明細書に基づいて、平成4年1月から同年4月までの標準報酬月額の変動について申し立てているが、給与支給明細書に基づく標準報酬月額の変動の申立てについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該給与支給明細書において、保険料控除額から算定される標準報酬月額がすべての月で38万円であり、報酬月額から算定される標準報酬月額は平成4年1月が24万円、同年2月から同年4月までは38万円であることから、申立期間③のうち同年2月から同年4月までの申立人の標準報酬月額については、保険料控除額から算定される額により38万円と訂正することが必要である。

一方、平成4年1月の保険料控除額から算定される標準報酬月額が38万円であるが、報酬月額から算定される標準報酬月額が24万円であり社会保険事務所の標準報酬月額の記録と同額であることから、申立人の同年1月の標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

なお、申立人に係る上記の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）に見合う保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、会社は既に解散し当時の記録は保管され

ていないためこれを不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間④について、申立人は有限会社Bには平成4年5月21日から勤務していたと主張しており、申立人が保管している当該事業主が発行した同年6月の給与支給明細書と、同時に保管する有限会社Aが発行したと判断される給与支給明細書とを併せて照合すると、同年5月21日からの勤務に対する給与の支払いは有限会社Bにより行われ、同年5月の厚生年金保険料が翌月控除として給与から控除されていることが認められる。

このことから、申立期間④に係る有限会社Bにおける資格取得日を平成4年6月21日から同年5月21日に訂正することが必要である。

また、平成4年5月の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成4年5月の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、会社は既に解散し当時の記録は保管されていないことから申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間⑤について、申立人は、申立人の保管する平成4年6月及び同年7月の給与支給明細書に基づいて、有限会社Bにおける同年6月の標準報酬月額の相違について申し立てているが、給与支給明細書に基づく標準報酬月額の相違の申立てについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、保険料控除額から算定される標準報酬月額が報酬月額か

ら算定される標準報酬月額と同額の38万円であることから、平成4年6月の標準報酬月額は、保険料控除額から算定される額により38万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る平成4年6月の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はこれを不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 5 申立期間⑥のうち平成4年8月21日までの期間について、申立人は前述のとおり、有限会社Bにおける同年5月21日から同年8月20日までの継続した勤務に対する給与支払が確認できる給与支給明細書を保管しており、同年7月の厚生年金保険料が翌月控除として給与から控除されていることが認められる。

このことから、申立期間⑥に係る資格喪失日を平成4年7月21日から同年8月21日に訂正することが必要である。

また、平成4年7月の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成4年7月の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はこれを不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 6 一方、申立期間⑥のうち平成4年8月21日から同年9月1日までの期間については、申立人がすべて保管しているとする有限会社Bの発行した給与支給明細書の中には同年8月21日以降の勤務及び同年8月の保険料控除に係るものは無く、申立人自身も、当該事業所を退職したとする日付は明確な記憶によるものではないとしている上、事業主も、当時の記録を保管していないため申立人の勤務期間及び保険料控除については不明と回答している。

また、申立人の退職日について照会した同僚は不明と供述しており、

当該事業所における雇用保険被保険者記録は平成4年7月20日が離職日となっていることから、申立人の同年8月21日以降の同社における勤務実態を確認することはできなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等から総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成4年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 7 申立期間①について、C株式会社E支店は、C株式会社D支店と称していた申立期間①当時の資料を保管していないため、申立人に係る記録は確認できないとしているが、申立人の保管するF帳に「C株式会社D支店G35年就職」との記載がある上、同僚の一人が申立人と共に勤務していたと供述していることから、申立人は申立期間①当時、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所における資格取得日が昭和36年6月1日である二人の同僚から、入社時には臨時社員として採用されたが2年ほど後に行われた社員登用試験を経て正社員に登用され、その際に厚生年金保険に加入したとの供述があった一方、申立人は、この登用試験を受けたことはないと供述している。

また、社会保険事務所の保管する申立期間①に係る当該事業所の事業所別厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号欄に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和47年1月1日、資格喪失日を同年8月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年8月1日まで
申立期間はA株式会社に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除された期間は、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び「健康保険・厚生年金加入についての調査結果」により、申立期間のうち、昭和47年1月から同年7月までと確認できる。

また、事業主は、その保管する当時の乗務員台帳において申立人の普通第2種免許の取得が昭和46年11月21日と確認できることから、同年10月から同年12月までの3か月間は乗務員としての養成期間であり、厚生年金保険料は控除していなかったと回答している。

さらに、同僚照会に回答があった元同僚二人に確認したところ、「養成期間については厚生年金保険に加入していなかったと思う」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 7 月までの期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 1 月から同年 7 月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、A株式会社に勤務していた期間のうち平成 16 年 3 月分から 19 年 6 月分までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てしているところ、申立人から提出された給与支払明細書及び給与支給明細書により、平成 16 年 3 月から同年 6 月までの期間、17 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月から 18 年 11 月までの期間及び 19 年 1 月から同年 6 月までの期間について、申立人の主張する保険料が控除されており、当該控除額に見合う標準報酬月額が当該期間のすべてにわたって社会保険事務所が記録している標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録では、平成 16 年 3 月 1 日付け（処理日は同年同月 5 日。）の随時改定により、申立人の標準報酬月額が 22 万円から 12 万 6,000 円に減額されていることが確認できる。

そして、当該随時改定により標準報酬月額が 28 万円から 12 万 6,000 円に減額されている同僚から提出された給与支払明細書及び給与支給明細書により、平成 16 年 3 月から 19 年 10 月までの間において厚生年金保険料が控除され、当該控除額に見合う標準報酬月額が当該全期間にわたって社

会保険事務所が記録している標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書及び給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 3 月から同年 6 月までの期間、17 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月から 18 年 11 月までの期間及び 19 年 1 月から同年 6 月までの期間は 22 万円とすることが妥当である。

また、申立期間において給与支払明細書又は給与支給明細書が無い平成 16 年 7 月から同年 12 月までの期間、17 年 4 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、及び 18 年 12 月の標準報酬月額については、申立人及び同僚の当該期間の前後の標準報酬月額が同じであることから当該期間の標準報酬月額も 22 万円とすることが妥当と推認される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成 16 年 3 月から 19 年 6 月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月から60年5月まで
義兄の店を手伝うため会社を退職した後、昭和59年7月末ごろにA町役場へ行き、国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料の納付は妻に任せていた。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後に国民年金被保険者資格の再取得手続を行ったとしているが、その手続に関する記憶が曖昧である上、申立期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたとするその妻は既に他界していることから、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができず、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いほか、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年6月まで
父の影響で社会保障制度に関心を持ち、学生であったが20歳になったのを契機にA市役所（現在は、B市）で、父に頼み国民年金の任意加入手続をした。
警備会社でアルバイトをしており、その給与から国民年金保険料を両親に渡し納付してもらっていた。
申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付にほとんど関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていた両親は既に他界しており、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20歳の時にその父に頼みA市役所で国民年金任意加入手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月に払い出され、資格取得日は厚生年金保険終了日の53年3月1日となっており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり保険料を納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年7月までの期間、同年10月から47年10月までの期間、58年6月、61年6月から62年3月までの期間、同年11月から63年4月までの期間、平成元年3月から同年10月までの期間、同年12月、5年10月から6年6月までの期間、同年10月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から45年7月まで
② 昭和45年10月から47年10月まで
③ 昭和58年6月
④ 昭和61年6月から62年3月まで
⑤ 昭和62年11月から63年4月まで
⑥ 平成元年3月から同年10月まで
⑦ 平成元年12月
⑧ 平成5年10月から6年6月まで
⑨ 平成6年10月
⑩ 平成6年12月

昭和36年3月13日に国民年金に加入し、国民健康保険の保険証ももらって病院に行っていた。会社を辞めたら国民年金及び国民健康保険に加入し、保険料を納付してきた。したがって一度も加入しなかったこと、及び保険料を納付しなかったことは無いので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めたら国民年金に加入していたと主張しているが、保険料の納付時期、納付金額等についての具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①については、住民票があったと考えられるA市役所に照会したが、国民年金保険料の納付の事実がうかがえない。

さらに、申立期間②については、住所がB町（現在は、C町）であったことが確認できるが、同町で保存されている国民年金被保険者名簿には申立人に係る記載が無く、国民年金に加入した形跡が見られない。

加えて、申立期間③から⑩までの期間は、D市居住期間であるが、同市で保存されている国民年金被保険者名簿の記録では、昭和52年10月から54年5月までの国民年金保険料の納付が確認できるが、その他の期間の国民年金保険料の納付の形跡はうかがえず、また、申立人は、申立期間を厚生年金保険加入期間としても申し立てており、申立内容が曖昧である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から50年12月まで

夫婦とも30歳ころまでは国民年金へ加入していなかった。そこで昭和50年ごろ、A市役所の窓口に行き、職員からさかのぼって20歳から加入できると言われ、その場で二人分の国民年金保険料を計算してもらい、その後、郵送されてきた納付書により27万円くらい納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ、A市役所に赴き、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって20歳から納付できると言われ、その後、郵送されてきた納付書により27万円くらい納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は50年6月であり、その時点では、第2回特例納付により保険料を納付することが可能であるものの、その夫の国民年金への加入時期は社会保険庁の記録により40年5月ころと推定でき、申立人と加入時期が乖離^{かいり}している上、その夫の特殊台帳は存在しないことから、申立期間に係るその夫の納付記録は、特例納付によるものとは考えにくく、申立人及びその夫が同時に特例納付を行った形跡がみられない。

また、社会保険庁の特殊台帳によれば、申立期間直後の昭和51年1月から53年3月までの27か月分の保険料を53年5月19日に過年度納付により納付したことが確認でき、同期間はその当時、保険料が未納であったと認められることから、申立人がその直前の申立期間の保険料を納付したとする積極的心証が得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年11月から16年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年11月から16年3月まで

夫が60歳で定年退職してまもなくのころ、夫がA町役場（現在は、B市）で私について3号被保険者から1号被保険者への種別変更手続をするとともに、平成15年10月から16年3月までの期間につき定額保険料と付加保険料の前納ができるように申し込んだ。その後納付書が送付されたので、15年11月にC県の夫の実家へ帰省した際、途中の同県D市E郵便局に立ち寄り、その納付書により納付した。同期間のうち平成15年11月から16年3月までの付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を定年退職した後、A町役場で夫が申立人について3号被保険者から1号被保険者への種別変更手続をした際に、平成15年10月から16年3月までの期間につき定額保険料と付加保険料の前納ができるように申し込み、その後送付された納付書により、申立人が15年11月にC県D市E郵便局で申立人の保険料を納付したとしているが、15年11月27日にE郵便局で保険料が収納された際の2枚の領収済通知書が株式会社FのGセンターに保管されており、そのうち1枚は、15年10月の1か月分の定額保険料と付加保険料に係る合計保険料額1万3,700円についてのものであり、他の1枚は、続く15年11月から16年3月までの申立期間に当たる5か月分の付加保険料を含まない前納定額保険料額6万6,070円についてのものであることから、申立期間の付加保険料は含まれていない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、平成15年10月から17

年 11 月まで付加年金に加入しており、申立期間は付加年金に加入中であつたと認められ、付加保険料と定額保険料は合算した納付書が発行されることから、別に申立期間の付加保険料のみの納付書が発行されたとは考え難く、申立期間については、定額保険料のみの納付書が発行され、付加保険料については納付書が発行されず、納付がなされなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和53年7月ごろA市の広報で特例納付のを知り、妻と相談してA市役所の窓口で納付した。国民年金保険料の特例納付に必要な金額は結婚祝金で準備して納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和53年ころA市の広報で特例納付のを知り、A市役所の窓口で15万円から16万円ぐらい納付したはずであると主張しているが、申立期間の保険料を第3回特例納付するために必要となる保険料額は60万4,000円であり、申立人が納付したとする15万円から16万円とは金額が乖離しており、その主張は不自然である。

また、申立人の特例納付の納付時期、納付方法に関する記憶が曖昧であり、申立期間を特例納付したことを裏付ける資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から46年3月まで
最初の子供を妊娠して6か月目にA市役所に母子手帳をもらいに行ったときが20歳になった月だったので、母子手帳の申請と一緒に国民年金加入手続をした。20歳からの申立期間が未納期間であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母子健康手帳の交付を申請するためにA市役所に行った日が20歳の誕生日の直後であったので、母子健康手帳の申請と一緒に国民年金加入手続をしたと主張しているが、申立人の所持する母子健康手帳に記載されている手帳交付日は、申立人が20歳に到達した昭和43年*月*日以前の同年9月26日となっている。A市では20歳到達前に国民年金被保険者資格取得届を受理することはないとしていることから、母子健康手帳の申請と年金加入手続は一緒に行われなかったと推認される。

また、申立期間当時、申立人の住所地を管轄していたB社会保険事務所において、申立人が加入手続をしたと主張する昭和43年11月前後に係る国民年金手帳払出簿を調査したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入被保険者の国民年金手帳記号番号から昭和46年6月に払い出されていることが確認でき、払出時点からすると申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）もない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 25 日から同年 12 月 25 日まで
社員寮のある会社を退社後、すぐに住み込みで株式会社Aに入社した。地方から上京したが、住む場所に困ったことはないため1日の空白期間も無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、申立期間当時の従業員の厚生年金保険の適用関係資料を保有していないことから、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除等については不明としており、同僚からも事業主による申立人の保険料控除について供述を得られなかった。

また、株式会社Aの同僚からは、申立期間当時は従業員の出入りが多く、入社してもすぐに辞める人が多かったので、1か月から2か月ほど様子を見て、厚生年金保険に加入させるかどうかを決めていたと思うとの供述があり、他の複数の同僚からも、入社後すぐには厚生年金保険に加入していないとの供述があった。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録と同じ昭和 39 年 12 月 25 日となっており、申立期間に申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 1 日から 57 年 7 月 21 日まで
申立期間は、A院（現在は、B院）でCとして勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B院提出の在籍証明書により、申立人は、申立期間においてA院に非常勤の看護職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B院では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除等については不明であるとしており、同僚からも事業主による申立人の保険料控除について供述を得られなかった。

なお、申立人がA院において正職員として勤務したとしている厚生年金保険の加入記録がある期間については、申立人の雇用保険被保険者記録が確認できるが、申立期間においては、雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA院に係る事業所別被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、申立人が同じCであったとする同僚についても、上記被保険者名簿において、B院が当該同僚の勤務期間とする期間に氏名を確認できない上、社会保険庁のオンライン記録によると、勤務期間の一部期間の国民年金保険料納付記録が確認できる。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 20 日から 42 年 6 月 15 日まで
② 昭和 42 年 9 月 22 日から 43 年 5 月 16 日まで
両申立期間においてA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の仕事内容について記載した日記帳及び複数の同僚の供述により、申立人が両申立期間当時、A株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A株式会社の事業主の家族によると、同社は倒産し、両申立期間当時の厚生年金保険関係資料も処分したと思うとしており、事業主も既に死亡して申立内容について確認できない上、複数の同僚からも申立人の両申立期間の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る事業所別被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、同社は、申立期間②の途中の昭和 42 年 10 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同被保険者名簿の両申立期間において、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年から20年8月まで

私は、昭和19年の女学校3年修了時には学徒動員でA株式会社に就業していた。学徒動員期間について、自分では調べることができないので、この期間、年金に加入していたことを調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述により、申立人は、昭和19年にはB校に通っており、同校では一部の生徒を除き3、4年生と一緒に勤労学徒動員としてA株式会社へ勤務していたとしていることから、19年春に3年時を修了した申立人が勤労学徒動員としてA株式会社C所又はD所に勤務したことはうかがえる。

しかしながら、当時の同僚は、勤労学徒動員の手当として月20円が支給され、全額もらった(事業主により厚生年金保険料の控除が無かった)旨、供述し、申立人は控除されたか記憶がないと供述している。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10号第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日)に明文化されている上、労働者年金保険の被保険者要件は男子筋肉労働者(工場等の肉体労働者)とされている。

また、同僚に照会するも給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、E社会保険事務局保管のA株式会社C所及びD所の厚生年金被保険者名簿を閲覧するも、申立人及び同僚の氏名を確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 11 月 30 日まで

社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける平成 6 年 11 月から 8 年 10 月までの 24 か月について、標準報酬月額が同年 12 月 6 日付けで^{そきゅう}遡及して 9 万 2,000 円に訂正されていることがわかった。当時会社の資金繰りは順調であり、引き下げられる理由が考えられない。また、この期間については、業務のため本社（B 地）にはほとんどおらず C 県に駐在していた。

標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、株式会社A（本社）は平成 8 年 11 月 30 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以降の同年 12 月 6 日に申立人の標準報酬月額が 6 年 11 月 1 日にさかのぼって 53 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、同社の商業登記簿から、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる上、同社の複数の従業員は、申立当時の同社の経営状態は良くなかったと供述し、申立人も資金繰りは順調に推移していたとしながらも、平成 8 年 5 月ごろに、取引先との間で数千万円単位の入金トラブルが発生したため、本社業務の縮小や社員の削減を指示したと供述している。

さらに、同社と委託契約を締結していた社会保険労務士は、同社の総務担当者が D 社会保険事務所職員と話し合った後、同社の依頼を受けて指示どおりに適用事業所廃止の手続を行ったものの、標準報酬月額の減

額訂正に係る届出は行っていないと供述している。

また、同社の総務担当者は、業務は申立人からの電話等による指示に従い、社印についても申立人の指示により押印していたと供述している上、申立人自身も、現場に駐在している期間は、本社へ電話等で業務に係る指示を行っていたと供述している。

加えて、申立人は、総務担当者から、社会保険事務所の職員が標準報酬月額を下げることにより、社会保険料が安くなると話していたことを聞いたと供述しており、当該減額訂正に関与が無かったとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年から44年まで
② 昭和45年から48年まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

申立期間①については、A市のB株式会社（現在は、C株式会社）で正社員としてDを運んでいた。

申立期間②については、E株式会社F支店（現在は、G株式会社）で正社員としてDを運んでいた。

両事業所とも厚生年金保険料が控除されていたので、両申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B株式会社で正社員としてDを運んでいたと主張しているが、事業主は「当社は、Dの原料となるHを製造する会社であり、Dの製造は行っていない。申立人は、当社の製品を使用するD会社又はその運送会社に勤務していたのではないか。過去の記録を確認したが、該当者はいない。」と回答している上、当該事業所における雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないため、申立期間①当時、同社の厚生年金保険に加入していた複数の同僚に照会するも、申立人を記憶している同僚はいない上、複数の同僚が「Dの輸送は、子会社又は関連会社が行っていた。」と供述し、I株式会社及びJ株式会社の事業所名を挙げているが、両事業所において、申立期間①に係る申

立人の記録は無い。

このほか、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において申立人の記録が無いことが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、E株式会社F支店で正社員としてDを運んでいたと主張しているが、申立人を記憶していた複数の同僚が「申立人は日雇いの運転手として勤務していたので、同社の厚生年金保険には加入していない。」と供述している上、当該事業所における雇用保険の加入記録も無い。

また、社会保険事務所が保管する同社の申立期間②当時の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が記憶していた同僚8人のうち、3人の記録は確認できたものの、申立人を含む5人の記録は確認できない。

さらに、事業主に照会するも、申立人の勤務実態及び保険料控除に関しては不明と回答している。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで
被保険者記録回答照会票では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が平成元年3月31日になっているが、正しくは元年4月1日ではないかと思われるので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事異動通知書及び同僚の供述により、申立人が当該事業所を退職した日は平成元年3月31日であることが推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚の供述並びに申立人から聴取した入社月の給与明細書において保険料の控除が無いことが確認できたことから、当該事業所における厚生年金保険料は翌月の給与から控除しており、原則として退職月には前月分と当月分の2か月分が控除されるべきところ、申立人から提出された平成元年3月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額2万2,320円は1か月分の保険料であり、当該控除額は同年2月分と考えられるところから、同年3月分の厚生年金保険料は給与から控除されていないと推認できる。

なお、当時の年金担当者は、申立人が退職してから4年後くらいに、事務処理上のミスにより、退職月に1か月分しか厚生年金保険料を給与から控除しておらず、資格喪失日の届出も間違っていたことが判明したため、社会保険事務所に行って訂正したい旨を申し出たが、時効のため受け入れられないと言われた経緯があると供述している。

また、当該事業所の統合先であるB社によれば、統合時において関係書類は廃棄され存在しないため、当時の事情を確認することができない

としている。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月ごろから 51 年 10 月ごろまで
昭和 44 年 10 月ごろに A 株式会社に入社し、51 年 10 月ごろまで勤務したが、厚生年金保険の記録が欠落している。この期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現事業主、複数の同僚及び申立人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が A 株式会社勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所とされたのは、申立人が同社に入社したとする昭和44年10月以降の45年3月1日であることが確認できるところ、52年4月1日までの期間について被保険者名簿を調査したが、健康保険証番号に重複及び欠番も無い上、申立人の氏名を確認することはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は無い。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は申立期間の一部について国民年金の被保険者として保険料を納付している上、保険料の免除を受けている期間があることが確認できる。

加えて、昭和46年5月ころから申立人と同じ職場で同じ業務に就いていたとする同僚によると、自らが厚生年金保険の被保険者となったのは、同社が役所から従業員の社会保険加入について指導を受けた後の56年12月1日であるとしている上、同日前の期間については、国民健康保険の被保険者であったと供述している。

なお、社会保険庁の記録により、同社において昭和56年12月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した複数の同僚に問い合わせたところ、

それぞれの同僚が記憶している入社日から社会保険加入までの期間に規則性は無く、入社時における、社会保険の加入・非加入等の経緯については、回答したすべての同僚が記憶に無いとしているものの、申立人による入社時における社会保険加入等の採用条件について、当時の事業主の一存であったとする供述には信憑性^{びよう}があることがうかがわれる。

一方、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月12日から40年10月5日まで

私は、A株式会社において社長の運転手として昭和38年7月9日から40年10月5日まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年7月9日にA株式会社に入社し、申立期間においても継続して勤務していたとしているが、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に当該事業所に勤務が確認できる同僚を抽出して8人から回答があったものの、申立人が勤務していたとする供述は得られなかった。

さらに、同僚8人のうち二人は、当時の社長の運転手は申立人と別人であったと供述している上、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚は当時社長の運転手として勤務していたと供述している。

また、事業主は、申立期間当時の書類等は保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除は不明であると供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は一致する上、同名簿において申立期間における申立人の氏名は無い。

加えて、申立人の申立期間の雇用保険の加入記録は無い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③については、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年から 33 年 2 月 1 日まで
(A 有限会社)
② 昭和 32 年 1 月から 34 年 7 月まで
(B 株式会社)
③ 昭和 35 年 8 月 30 日から 38 年 4 月 27 日まで
(株式会社 C)

A 有限会社に昭和 28 年から 30 年代に勤務していたが、そのころ近所に D ができ、E が撮影に来て F に乗ったのを覚えているし、G では F の試合があり、宣伝カーが会社の周辺を走っていた。B 株式会社には昭和 32 年に入社し、亡くなった主人に出会い、34 年に結婚した。私が記憶している両事業所の勤務期間と社会保険庁の厚生年金保険加入期間が違っているので訂正してほしい。

また、C 株式会社では脱退手当金を受け取った記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 有限会社に昭和 28 年から 33 年 2 月 1 日まで勤務していたと主張しているところ、これを裏付ける申立ての記憶は事実に符号している。

しかし、社会保険事務所が保管する A 有限会社の事業所別被保険者名簿により、申立人は昭和 33 年 2 月 1 日に資格取得し、同年 12 月 31 日に資格喪失しており、当該資格得喪日はオンライン記録に一致している

ことが確認できる。

また、事業所名簿により、A有限会社は厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和33年2月1日であり、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、「払出日33年2月1日新適」の押印が確認できるとともに、事業主及び同僚の資格取得日も同日となっている。

なお、昭和33年2月に申立人と同時期に資格取得した事業主は既に亡くなっており、同僚3人の住所も把握できなかつたため供述を得ることはできなかった。

一方、申立期間②について、申立人は、B株式会社に昭和32年1月から34年7月まで勤務していたと主張している。

しかし、社会保険事務所が保管するA有限会社の事業所別被保険者名簿により、申立期間の一部である昭和32年1月から33年12月31日までは、申立人は同社の厚生年金保険被保険者期間であることが確認できるとともに、当時の勤務は1日8時間働いた上に3時間の残業をしていたと回答していることを踏まえると、B株式会社における当該申立期間の重複する期間は同社に勤務していなかつたと考えるのが自然である。

また、B株式会社の事業所別被保険者名簿により、申立人は昭和34年8月20日に資格取得し、35年11月1日に資格喪失しており、当該資格の得喪日はオンライン記録に一致するとともに、同名簿に欠番は無い上、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の払出日も同日であることが確認できる。

さらに、B株式会社の事業主及び複数の同僚に対し、申立人の勤務実情について照会を行い回答を得たが、具体的な供述を得ることはできなかった。

なお、申立期間①及び②に係る雇用保険の記録は確認できなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③の脱退手当金については、社会保険事務所が保管するC株式会社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年8月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、C株式会社の当時の代表取締役及び経理担当取締役は共に亡く

なっていることから、申立人が資格喪失した前後に資格喪失した同僚女性に対し、当時の脱退手当金に関する実情を照会したが、そのうちの一人は「退職時に会社から口頭で脱退手当金の説明を受け、自分で請求手続を行い、郵便局に脱退手当金を受け取りに行った。」と供述している。

なお、当該脱退手当金の対象となったC株式会社の一部被保険者期間である昭和35年8月30日から2か月間が、B株式会社の被保険者期間と重複しているが、その原因は不明である。

また、脱退手当金の対象となったC株式会社より以前の厚生年金保険被保険者期間が、脱退手当金の対象にならなかったことについては、申立人は同社で新たに別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号を付されていることから、脱退手当金の請求時には同番号の被保険者期間についてのみ申告し、他の事業所の被保険者期間を申告しなかったものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月4日から29年3月16日まで
結婚すると脱退手当金が支払われるという話は聞いたことがあるが、A株式会社に勤めた期間の脱退手当金が支払われたとする社会保険庁の記録には納得できない。当時の給与は1か月3,000円ほどであり、貧しい生活のなかで1万数千円の脱退手当金が支払われていれば、とてもうれしく喜んだろうし、支払のあった時期は出産を終えたばかりのころで、受給した記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給したことを表す「脱 13,400円 29.5.25」の記載があり、その内容は社会保険事務所のオンライン記録に一致しているほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和29年5月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A株式会社では出産及び哺育等により休暇をとったことはあるものの、同社がB有限会社に社名変更した後も継続して勤務していたと述べていることから、両社における申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は同一の番号で管理されるものと考えられるが、後続の事業所では別の番号となっており、このことについては脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人は、A株式会社から受け取っていた当時の給与額に比べて、高額な脱退手当金を受給していれば覚えているはずと主張しているが、同社の勤務中に長男を出産し、その出産に伴う出産手当金、分娩費等の各

種給付金を支給したことを表す押印が健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されているにもかかわらず、これら給付金も受給した記憶が無いと述べているなど、申立人の主張は不自然である上、申立人から聴取しても脱退手当金を請求・受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 43 年 8 月 5 日まで

私は、昭和 40 年 2 月 1 日から 43 年 8 月 5 日まで A 株式会社勤務したが、社会保険事務所の記録では、この間の厚生年金保険の記録が全く無い。同社の募集広告に社会保険完備とあった記憶がある。給与から厚生年金保険料が控除されていたかは記憶がはっきりしないが、毎月の給料（3 万 3, 000 円）から 8, 000 円くらい差し引かれていた記憶があり、その金額が社会保険料だと思う。同社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間中における A 株式会社への勤務については、複数の同僚が勤務していたと供述しているほか、申立人が名前を挙げた同僚のうち 3 人は、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿で名前が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は申立期間中の厚生年金保険料の控除についての記憶が曖昧あいまいであるとしているほか、申立人の A 株式会社における雇用保険の加入記録は無く、申立人が記憶している上司を含む 5 人の同僚についても、事業所別被保険者名簿に名前は無いことが確認できる。

また、複数の同僚が入社約 1 年後に厚生年金保険の資格を取得していることから判断して、事業主が何らかの事情で入社と同時に厚生年金保険に加入させない場合があったことが推認できる。

さらに、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿に申立人の名前は見当

たらず、健康保険整理番号に欠番も無いほか、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、A株式会社が申立期間中である昭和 42 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

加えて、事業所別被保険者名簿によると、申立事業所は既に倒産している上、閉鎖登記簿謄本は保存期間経過のため破棄されており、事業主の住所が不明で照会することができず、供述が得られない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月ごろから 39 年 6 月ごろまで
A株式会社には、公立の高校（夜学）に通っていた時に学校の紹介で勤めたので厚生年金保険料を控除されていたと思っている。絶対に勤めていたのに厚生年金保険に加入していないと言われるのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

所在の確認できた同僚 9 人に照会し 4 人から回答があり、同僚の一人から、「勤務期間や仕事内容は記憶に無いが、申立人は珍しい名字（旧姓 B）のためいたことは覚えている。」とする供述が得られたことから、期間の特定はできないものの、申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社が保管していた申立人の昭和 38 年分所得税源泉徴収簿から、同年 4 月から同年 6 月までの期間において厚生年金保険料は控除されていない上、源泉徴収簿の下余白に赤字で「38 6 / 30 退社」と記載があることが確認できる。

また、別の同僚の二人からは、「試用期間が 3 か月くらいあった。」とする供述があり、うち一人から試用期間の厚生年金保険加入について「加入していなかった。」との供述があった。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間に係る A 株式会社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人が申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 11 日から同年 12 月 1 日まで
株式会社 A に、平成 6 年 11 月 11 日から 11 年 12 月 31 日まで勤務したが、申立期間に係る社会保険庁の厚生年金保険の加入記録が無い。調査して厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び株式会社 A 人事部からの回答により、申立人は申立期間に株式会社 A に勤務していたことが確認できるものの、同社では、「当時、月の途中で採用した人は翌月 1 日から社会保険に加入させており、申立人は、月の途中採用のアルバイト勤務であったため、申立期間は社会保険に加入させなかったし、厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所への納入もしていない。申立人を社会保険に加入させたのは平成 6 年 12 月 1 日からである。」と回答している。

また、同僚に照会した結果、連絡のとれた同僚の 3 人は、「月の途中入社の人でも、社会保険の加入は翌月の月初からであった。」としている。

さらに、社会保険庁の記録から申立期間の近傍の平成 6 年 10 月から同年 12 月までに資格取得した被保険者をみると、ほぼ全員が月初の加入となっており、当該事業所の回答を裏付けている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 20 日から同年 7 月 30 日まで
中学校を卒業して勤務していた株式会社Aの厚生年金保険が未加入となっているので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Aは既に事業を廃止し、当時の事業主の所在も明らかでないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所の被保険者であったことが確認できた者のうち、所在の確認ができた同僚 11 人に照会し 8 人から回答が得られ、一人が申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの当該事業所に勤務していたことはうかがわれるが、前述 8 人の同僚から申立人に係る保険料の控除等についての供述を得ることができなかった。

さらに、前述 8 人のうち二人から、「試用期間があり、その間は社会保険に入れてもらえなかった。」との供述があり、うち一人はその期間は 4 か月であったと回答している。

加えて、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、欠番も確認できない上、申立人が申立人と同期入社したとする 4 人の資格取得の記録も無い。

なお、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月から28年1月3日まで
② 昭和33年12月から34年11月2日まで
③ 昭和35年5月1日から36年3月まで

社会保険庁の記録では、A株式会社（申立期間①）と有限会社B（申立期間②及び③）に勤務していた期間に厚生年金保険に未加入となっている期間があるので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、申立期間①において被保険者であり、所在の確認ができた同僚がいないことから、申立人の申立期間①当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②及び③について、有限会社Bは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の両申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、両申立期間において被保険者であり、所在の確認ができた同僚19人に照会し11人から回答があり、申立人の入社日を記憶している者はいないものの、同僚の一人から申立期間③において同社に在籍していたとの供述が得られたことから、期間の

特定はできないものの申立人が申立期間③に勤務していたことは推認できるが、申立人の勤務形態や雇用形態及び厚生年金保険の保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

また、別の同僚の一人からは、当該事業所は試用期間が2か月ありその間は厚生年金保険に加入させていなかったとの供述が得られた。

さらに、申立人が申立期間②及び③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月から35年5月まで

社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、Bとして株式会社Aに勤務していたとしているが、申立期間当時の事業主及び複数の同僚からは、申立人が勤務していたとする供述を得ることができず、申立人の申立期間における勤務を確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿の申立期間前後における健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から同年 11 月まで

昭和 34 年 3 月から同年 11 月まで株式会社Aに勤務していたが、当該期間が厚生年金保険被保険者期間から抜けているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの廃業当時の事業主に照会したところ、同社の取締役であった事業主の妻は、「事業主は、高齢のため昔のことを覚えていない。また、申立人に記憶は無いが、新入社員は見習期間があり最低3か月は社会保険に加入させなかった。会社に関する資料は何も残っていない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間において、株式会社Aで厚生年金保険被保険者資格を取得している者で所在が確認された10人に照会したところ、8人から回答があり、このうち二人は申立人を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれるものの、申立期間において申立人が当該事業所に勤務していたとする供述は得られなかった。

さらに、申立人と同年齢（昭和17年から19年生）の者で、申立人の就労時期の前後（33年から35年ごろ）に当該事業所に就職したとみられる者7人について、就職の時期及び社会保険加入状況を調査したところ、全員が10か月から28か月後に社会保険に加入していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、申立期間前後における健康保険の番号に欠番も無い上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月から同年11月1日まで
昭和28年5月からA院に勤務したが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落している。給与支給明細書を提出するので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、欄外に「健保のみ」と記載されているほか、適用年月日欄には「健康保険26年12月1日、厚生年金28年11月1日」とあり、摘要欄には「28年11月1日年金適用」と記録されていることから、A院は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが認められる。

また、上記名簿に登載された申立人の前後に氏名が記載されている同僚も、社会保険庁のオンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和28年11月1日となっていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された昭和28年5月分から同年12月分までの給与支給明細書によると、社会保険料として控除された金額は、当時の健康保険料額に一致するものであり、また、同年12月分の同明細書の控除額の欄には、新たに厚生年金保険と追記されるとともに、同保険料にかかる控除額が記入されていることが確認できることから、厚生年金保険の保険料が同年12月分の給与から初めて控除されたものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月11日から48年5月10日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について年金に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立の期間はA市のB株式会社(現在は、C株式会社)D工場に勤務し雇用保険に加入していた。その間の厚生年金保険の記録が欠落しているので訂正してほしい。

(注) 申立は、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により申立人は、申立期間においてB株式会社D工場に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主は、申立期間において申立人が勤務していたことは不明であるが、当時期間雇用の従業員がおり、雇用保険のみ加入させていたと供述している。

また、申立人が死亡していることから同僚の氏名を確認することができないため、社会保険事務所が保管する被保険者記録で確認できる同時期に勤務していた同僚に照会したが申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間について、事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

A地生まれ、20歳になりB地に出てきた。C社で働いた後、1年間失業手当をもらい、職業訓練所で整備士の資格を取った。そして、その資格を持って初めて勤めたのがD株式会社だった。厚生年金保険の記録が無いと言われたとき、怒りを通り過ぎて、切ない気持ちになったのを覚えている。自分の人生の再出発点の最初の記録が無いのは納得できない。一日も早く、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚調査の結果、期間の特定はできないものの、D株式会社に整備士として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、回答のあった同僚の大多数は、当事業所は数か月間の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させなかったと供述している。

また、申立人は、当初申立期間について前勤務先を退職直後の昭和 37 年 10 月 3 日からとしていたが、意見聴取の過程で、1年間失業保険を受給し、その間に職業訓練所で整備士の資格を取得したことを思い出すなど、申立期間が曖昧である。

さらに、D株式会社は、申立人の人事記録等は保存されておらず、勤務状況は不明であると回答している。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から平成元年12月1日まで
A株式会社代表取締役のB氏から誘われ、C団を退職しD株式会社の専務に就任した。同団時代の給与を保障するため、D株式会社が軌道に乗るまでA株式会社の社長室長を兼務し、両社から給与が支給されていたが、社会保険事務所の記録では、D株式会社の記録のみがあり、これにA株式会社の給与を合算した標準報酬月額になっていない。調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった同社の賃金台帳から、申立人が申立期間に同社から月35万円の給与を受けていたことは確認できるが、同台帳では所得税のみが控除され、厚生年金保険料は控除されていない上、同社の代表取締役であるB氏も、厚生年金保険料を控除していなかったことを認める供述をしている。

また、このことは、A株式会社の賃金台帳の給与支給額が、申立人から提出のあった、同社が給与を振り込んでいた申立人の銀行通帳の記録とほぼ一致していることから推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 30 日から 45 年 8 月 5 日まで
(A 株式会社又は有限会社 B)
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 47 年 11 月 9 日まで
(有限会社 B 又は株式会社 C)
③ 昭和 58 年 6 月 1 日から同年 7 月 6 日まで
(D 株式会社又は株式会社 E)
④ 昭和 61 年 6 月 21 日から 62 年 4 月 21 日まで
(株式会社 E 又は F 株式会社)
⑤ 昭和 62 年 11 月 21 日から 63 年 5 月 9 日まで
(F 株式会社又は G 株式会社)
⑥ 平成元年 3 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
(G 株式会社又は株式会社 H)
⑦ 平成元年 12 月 18 日から 2 年 1 月 5 日まで
(株式会社 H 又は I 株式会社)
⑧ 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 7 月 18 日まで
(I 株式会社又は J 株式会社)
⑨ 平成 6 年 10 月 11 日から同年 11 月 4 日まで
(J 株式会社又は K 株式会社)
⑩ 平成 6 年 12 月 27 日から 7 年 1 月 5 日まで
(K 株式会社又は L 株式会社)

昭和 38 年 11 月 1 日から平成 13 年 3 月 14 日までの期間のうち、国民年金加入となっている期間については、その前後のどちらかの事業所で厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A株式会社における当時の同僚に対し照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間①に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立期間の勤務を確認できる資料等が見当たらず、雇用保険被保険者記録も無いことから、申立人の申立期間①の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

一方、有限会社B（現在は、M株式会社）については、当時の同社における同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間①に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、当時の事業主は既に死亡しているため、現在の事業主に対しても照会を行ったが、供述を得ることはできず、雇用保険被保険者記録も無いことから、申立人の申立期間①の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

- 2 申立期間②については、有限会社B（現在は、M株式会社）における当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間②に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、当時の事業主は既に死亡しているため、現在の事業主に対しても照会を行ったが、供述を得ることはできず、雇用保険被保険者記録も無いことから、申立人の申立期間②の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除は確認することができなかった。

一方、株式会社Cについて、同社が厚生年金保険適用事業所となったのは、昭和46年11月1日からであり、申立期間②のうち45年10月1日から46年9月30日までは厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、当時の同社における同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間②に勤務していたかについては明らかではない。

一方、同僚の供述によれば同社では、試用期間があったとしていることから申立人に係る申立期間②についても試用期間であった可能性も考えられる。

しかし、同社は、既に解散しているため資料等が見当たらず、事業主の所在が不明でもある上、雇用保険被保険者記録も無いことから、申立

人の申立期間②の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除並びに試用期間の可能性は確認することができなかった。

- 3 申立期間③について、D株式会社（現在は、N社）における当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間③に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社は、現在も存続しているものの、申立人に係る資料等が保存されておらず、雇用保険被保険者記録も無いことから、申立人の申立期間③の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

一方、株式会社Eについては、当時の同社における同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間③に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社は、既に解散しており、当時の資料等が見当たらず、申立人の申立期間③の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

また、当時の事業主は、申立人については記憶が無いとするとともに、従業員の社会保険加入に関しては、「適正に行っていた。在籍していたのに加入させないということはある得ない。」と供述している。

さらに、申立人の株式会社Eに係る雇用保険被保険者記録は、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、事業主による社会保険庁の記録どおりの届出がされたものと推認される。

- 4 申立期間④について、株式会社Eにおける当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間④に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社は、既に解散しており、当時の資料等が見当たらず、申立人の申立期間④の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することはできなかった。

また、当時の事業主は、申立人については記憶が無いとするとともに、従業員の社会保険加入に関しては、「適正に行っていた。在籍していたのに加入させないということはある得ない。」と供述している。

さらに、申立人の株式会社Eに係る雇用保険被保険者記録は、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、事業主による社会保険庁の記録どおりの届出がされたものと推認される。

一方、F株式会社（現在は、O社）については、当時の同社における同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間④に勤務していたかについては明らかではない。

また、同社では、入社後3か月の試用期間があったとしていることから、申立人に係る申立期間④の一部について試用期間であった可能性も考えられる上、当該期間のすべての期間については国民健康保険の加入期間であったことが確認できる。

さらに、同社に保存されていた申立人に係る社会保険加入台帳の記録は、社会保険庁の記録と一致しており、事業主により社会保険庁の記録どおりの届出がされたものと認められる。

加えて、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録も合致しているほか、同社における申立人の申立期間④の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

5 申立期間⑤について、F株式会社（現在は、O社）における当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑤に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社に保存されていた申立人に係る社会保険加入台帳の記録は、社会保険庁の記録と一致しており、事業主により社会保険庁の記録どおりの届出がされたものと認められる。また、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録とも合致しているほか、同社における申立人の申立期間⑤の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

一方、G株式会社については、当時の同社における同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑤に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社は既に解散し、当時の事業主も死亡しているが、後任の事業主が保存していた労働者名簿の記録は、社会保険庁の記録と合致しており、同社が加入していたP年金基金の記録（当時の届出は複写式の届出書を使用）も合致していることから、事業主による社会保険庁の記録どおりの届出がされたものと認められる。また、申立人に係る雇用保険被保険者記録も、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、申立人の申立期間⑤の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

6 申立期間⑥について、G株式会社における当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑥に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社は既に解散し、当時の事業主も死亡しているが、後任の事業主が保存していた労働者名簿の記録は、社会保険庁の記録と一致しており、事業主による社会保険庁の記録どおりの届出がされたものと認められる。また、申立人に係る雇用保険被保険者記録も、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、申立人の申立期間⑥の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

一方、株式会社Hについては、当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑥に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社で保存されていた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書により、事業主が社会保険庁の記録どおりの届出をしたことが確認できる。また、雇用保険被保険者記録も、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、申立人の申立期間⑥の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

7 申立期間⑦について、株式会社Hにおける当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑦に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社で保存されていた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書により、事業主が社会保険庁の記録どおりの届出をしたことが確認できる。また、申立人に係る雇用保険被保険者記録も社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、申立人の申立期間⑦の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

一方、I株式会社については、当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑦に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社では申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書が保存されているが、資格取得に係る資料は保存されていないため、申立期間⑦の勤務を確認することはできないが、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の記録は社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致し

ているため、事業主は社会保険庁の記録どおりの届出をしたものと推認される。

また、雇用保険被保険者記録も、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、申立人の申立期間⑦の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

8 申立期間⑧について、I 株式会社における当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑧に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社では申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書が保存されており、社会保険庁の厚生年金被保険者記録の資格喪失日と合致しているため、事業主は社会保険庁の記録どおりの届出をしたものと推認される。

また、雇用保険被保険者記録も、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、申立人の申立期間⑧の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

一方、J 株式会社については、当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑧に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社では、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書が保存されており、事業主が社会保険庁の記録どおりの届出を行ったことが確認できる。また、雇用保険被保険者記録も、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、申立人の申立期間⑧の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

9 申立期間⑨について、J 株式会社における当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑨に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社では、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書が保存されており、事業主が社会保険庁の記録どおりの届出を行ったことが確認できる。また、雇用保険被保険者記録も、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、申立人の申立期間⑨の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

一方、K 株式会社については、当時の同僚に対して照会を行った結果、

期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑨に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社で保存されていた申立人に係るタイムカード及び所得税の源泉徴収簿では、申立期間中の平成6年10月27日の入社が確認できるが、同社では、入社から1週間は試用期間としていたとの供述があり、厚生年金保険の加入日は、その供述と符合する。また、雇用保険被保険者記録も、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、申立人の申立期間⑨の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

- 10 申立期間⑩について、K株式会社における当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑩に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社で保存されていた申立人に係るタイムカードには、平成6年12月26日の打刻が最後となっており、同日が退職日であったことが推認される。また、雇用保険被保険者記録も、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と合致しているほか、申立人の申立期間⑩の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

一方、L株式会社については、当時の同僚に対して照会を行った結果、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られたが、申立期間⑩に勤務していたかについては明らかではない。

しかし、同社では、申立人に係る従業員名簿、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書が保存されており、入退社日の日付が一致していることから、事業主による社会保険庁の記録どおりの届出が行われたことが認められる。また、Q年金基金及び雇用保険被保険者記録も、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致及び合致しているほか、申立人の申立期間⑩の勤務及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

- 11 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 12 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 26 日から 53 年 8 月 26 日まで
② 昭和 54 年 2 月 22 日から 55 年 1 月 27 日まで

昭和 51 年 4 月 26 日から 53 年 8 月 26 日にかけて A として働いていた B 院での給料は、自分の記憶によると 10 万円から 20 万円だったはずなのに社会保険庁の記録している標準報酬月額が、実際の給料と比べ低額であった。

また、同じく A として C 区の D 院に勤務していた昭和 54 年 2 月 22 日から 55 年 1 月 27 日までの期間についても、自分の記憶では 20 万円であった給料に比べ、社会保険庁の標準報酬月額の記録は低額であった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B 院に A として勤務していたと主張しているが、E の資格取得を目的に、同病院に併設された「F」が保管する申立期間当時の名簿「G」（昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで在籍した 24 人の記録）に申立人及び申立人が記憶している二人の同僚の記録が確認できる上、そのうちの一人を含む複数の同僚は、在学中は「H」であったと供述していることから、申立期間①のうち、51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間は A ではなかったことが確認できる。

また、上記名簿に記録がある 23 人について、社会保険庁のオンライン記録である同病院の「被保険者記録照会回答票」及び同庁が保管する同病院の「事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿」によると、昭和 51 年 4 月から 53 年 8 月までの期間について、標準報酬月額の記録は、

申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額だけが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立期間①に在籍していた同職種（A、E、H）の複数の同僚は、「給与月額についてはっきり記憶していないが、社会保険庁の標準報酬月額の記録と自分の給与月額に差異はないと思う。」と供述している。

加えて、社会保険庁の保管する同病院の「事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿」を見ても、標準報酬月額が遡^{そきゅう}及されて訂正された痕跡は認められない。

2 申立期間②について、申立人は、D院にAとして勤務していたと主張しているが、同財団が保管する人事記録の「職名」欄には、Eと記録され、退職時までAに昇格した記載も無いことから、申立期間②においては、Eとして同病院に勤務していたことが確認できる。

また、上記人事記録の「給与表」欄には、基本給及び諸手当が採用時から給与改定、昇格、定期昇給がある度に時系列で記載されており、残業及び夜勤手当の額を除く給与月額が確認できるが、残業及び夜勤手当の概算額を加算した給与月額は、申立人が主張する額を下回る上、社会保険庁が保管する同財団の「事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿」における申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に就職した同職種の同僚5人の人事記録における「給与表」欄に記載された基本給と諸手当の合計額を比較すると、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の基本給と諸手当の合計額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立期間②に同財団に在籍していた同職種（A、E、H）の複数の同僚は、「給与月額についてはっきり記憶していないが、社会保険庁の標準報酬月額の記録と自分の給与月額に差異はないと思う。」と供述しているほか、社会保険庁の保管する同財団の「事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿」を見ても、標準報酬月額が遡^{そきゅう}及されて訂正された痕跡は認められない。

3 このほか、申立人の両申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断す

ると、申立人が両申立期間において厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月 25 日から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 45 年 9 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

A 株式会社にて昭和 41 年 8 月 1 日から 45 年 9 月 30 日まで正社員として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険被保険者記録が 41 年 8 月 1 日から 45 年 6 月 25 日までとなっていた。その後に義理の父が経営する有限会社 B に同年 9 月 30 日から 58 年 11 月 19 日まで勤務したが、社会保険庁の記録は 45 年 12 月 2 日から 58 年 11 月 19 日までとなっていた。私は継続して勤務していた。納得できないので調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人は申立期間①当時、A 株式会社において勤務していたことは推認される。

また、A 株式会社は、昭和 45 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の従業員に係る賃金台帳等の資料は無く当時の事業主は既に死亡しており、かつ、商業登記簿を調査するも保存年限経過のため保存されていないことから、事業主から申立人の申立期間①に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料等を得ることはできなかった。

そこで、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 45 年 9 月 30 日以前に同社に入社し、在籍した元同僚 7 人について照会したところ、4 人から回答があり、そのうちの一人は「申立期間①当時、私は現場責任者で、それぞれの班単位で親会

社から仕事を請負っていた。また、社会保険の加入は、班単位で加入しており、私の班では、45年ごろに事業所での社会保険の加入は、希望者のみに変更された。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険の被保険者名簿から厚生年金保険の資格喪失年月日が、申立人と同じ昭和45年6月25日である同僚4人が、申立人と申立期間①当時同じ班に属していたかを申立人に聴取したところ、申立人は、「二人は確かに同じ班に属していたが、他の二人は思い出せない。」と供述していることから、申立人を含む当該同僚二人は、事業所では同じ班であり、事業所での社会保険の加入について、申立人の所属していた班については、同年6月25日に変更されたものと推認される。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無く、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人は申立期間②当時、有限会社Bに勤務していたことは推認される。

また、有限会社Bは、昭和58年11月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の従業員に係る賃金台帳等の資料は無く、当時の事業主は既に死亡しており、かつ、商業登記簿を調査するも保存年限経過のため保存されていないことから、事業主から申立人の申立期間②に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料等を得ることはできなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録では昭和45年11月1日からとなっているが、社会保険庁の記録によると、有限会社Bが初めて社会保険の適用事業所になったのは、同年12月2日であることが確認でき、同日に同事業所において厚生年金保険被保険者となった3人の同僚、及び同日以降に被保険者となった同僚二人に、申立期間②当時事業所が社会保険に加入する前の自身の社会保険料について照会したところ、回答があった二人の同僚は申立人と一緒に勤務していたと供述しているが、自身の記録は同年5月から58年11月までの厚生年金保険被保険者としての加入記録は無く、申立人と一緒に勤務していたと供述しているもう一人の同僚も自身の加入記録は45年9月30日から同年12月1日までの被保険者としての加入記録が無い上、二人の同僚は保険料控除については覚えていない旨の供述をしている。

加えて、有限会社Bは、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も亡くなっており、かつ、法人登記の記録も確認できず事業も廃止されているため、当時の関係者の所在も判明しないことなどから、有限会社Bが適用事業所となる前に、事業主によって、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否かが確認することができない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 6 日から 39 年 2 月 6 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、昭和 38 年 12 月 6 日から 39 年 2 月 6 日までの間の記録が漏れていた。その間は A 会又は B 社のどちらかに働いていたので、正しい記録に訂正して、漏れた期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間において、A 会又は B 社のいずれかに勤務し、両事業所のどちらかにおいて厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立人の供述からも、申立期間に勤務していた事業所を特定することができなかった。

そこで、申立期間当時に A 会において厚生年金保険の被保険者であった 3 人の同僚に照会を行ったところ、うち一人からは、申立人が退職したという噂を、申立期間当時に聞いたことがあるとの供述がされた上、照会した同僚の全員から、申立人が、申立てをしている期間当時に、申立人の姿を見た記憶が無いと供述があり、当該事業所の同僚からは、申立人の勤務実態の確認ができない。

また、A 会に照会したところ、40 数年前の職員に関する人事記録等の関連資料は既に無くなっており、かつ、当時の事務担当者の所在も分からないことから、申立人の勤務実態を確認することができないとした上、申立期間当時の給与台帳等も保存されていないので、事業主によって、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことを確認することができないとしている。

さらに、申立人の、申立てに係る A 会における厚生年金保険被保険者

の記録は、社会保険事務所が保管する被保険者原票に、資格取得日が昭和38年7月1日、資格喪失日が同年12月6日と記録されていることが確認できるが、当該記録には訂正等の痕跡が認められないことから、事業主の届出どおりに記録されているものと認められる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立人は、申立期間内のいつからB社に勤務したのか特定できないものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所（昭和39年2月6日）となる前から勤務していたと主張している。

そこで、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった当時、同事業所において厚生年金保険被保険者であった3人の同僚に照会したところ、申立人の申立期間当時に、申立人が勤務していたことを全員が覚えていないと供述していることから、当該申立期間における、申立人の勤務実態を同僚から確認することができない。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も亡くなっており、かつ、法人登記の記録も確認できず事業も廃止されているため、当時の関係者の所在も判明しないことなどから、B社が適用事業所となる前に、事業主によって、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否か確認することができない。

さらに、前述した同僚の一人が、適用事業所になる前の昭和38年9月に入社したが、39年2月6日に初めて健康保険証を受け取り、次の給料から厚生年金保険料を控除されるようになったと供述していることから、当該事業所では適用事業所となる前に、事業主によって給与から厚生年金保険料の控除は行われていなかったと推認される。

加えて、申立人の、申立てに係るB社における厚生年金保険被保険者の記録は、社会保険事務所が保管する被保険者原票に、資格取得日が昭和39年2月6日、資格喪失日が同年4月1日と記録されていることが確認できるが、当該記録には訂正等の痕跡が認められないことから、事業主の届出どおりに記録されているものと認められる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 8 月 28 日から 20 年 4 月 30 日まで
(A社)
② 昭和 20 年 10 月 5 日から 21 年 11 月 10 日まで
(株式会社B)
③ 昭和 22 年 1 月 10 日から 23 年 6 月 15 日まで
(C株式会社)
④ 昭和 28 年 6 月 2 日から 30 年 7 月 10 日まで
(株式会社D)
⑤ 昭和 31 年 5 月 10 日から 32 年 6 月 12 日まで
(E株式会社)
⑥ 昭和 32 年 6 月 15 日から 33 年 8 月 25 日まで
(F株式会社)
⑦ 昭和 33 年 8 月 30 日から 34 年 8 月 14 日まで
(G株式会社)
⑧ 昭和 37 年 4 月 10 日から 38 年 2 月 12 日まで
(H株式会社)

私は、上記申立期間に、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の兄の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確

認できない上、同社の所在地を管轄している法務局に照会したものの、同社の商業登記簿の記録は確認できなかった。

また、A社の事業主と確認できた者の家族からは、事業主は既に亡くなっており、資料も無いため申立てに関しては不明との供述であった。

さらに、A社についてI会、J係、K所、L市役所及びM係に照会したが、申立内容に関係するような供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が記憶し所在の確認できた同僚からも、申立人の厚生年金保険への加入をうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

なお、申立人がA社の元請事業所であったと供述しているN株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の被保険者記録は確認できず、同社の事業継承会社であるO株式会社からも申立てに係る供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人の兄の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Bに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Bは厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同社の所在地を管轄している法務局に照会したものの、同社の商業登記簿の記録は確認できなかった。

また、株式会社BについてI会、J係、K所、L市役所及びM係に照会したが、申立内容に関係するような供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶する同僚の所在は確認できず、照会することができなかった。

加えて、申立人が株式会社Bの元請事業所であったと供述しているN株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の被保険者記録は確認できず、同社の事業継承会社であるO株式会社からも申立てに係る供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人の兄の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がC株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するC株式会社の健康保険厚

生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 24 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間③当時は適用事業所となっていない上、同日より前に厚生年金保険に加入している者は確認できない。

また、事業主は、申立人の人事記録、賃金台帳等は保存していないと回答しており、同僚等の供述も得られず、かつ、申立人が記憶している元同僚一人も約 1 年前に亡くなっているためにその供述を得ることができない上、当該同僚は同社の上記被保険者名簿に見当たらない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、申立人の知人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Dに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Dは厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同社の所在地を管轄している法務局に照会したものの、同社の商業登記簿の記録は確認できなかった。

また、申立人が記憶する同僚の所在は確認できず、照会することができなかった。

さらに、株式会社Dと同じP区に所在し、商号が類似した有限会社Qの当時の事業主、役員及び関係者にも照会したが、申立人についての供述を得ることはできなかった。

加えて、有限会社Qも厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

5 申立期間⑤については、申立人の知人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がE株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E株式会社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同社の所在地を管轄している法務局に照会したものの、同社の商業登記簿の記録は確認できなかった。

また、申立人が記憶し所在の確認できた同僚からも、申立人の厚生年金保険への加入をうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

さらに、E株式会社と同じR区に所在した厚生年金保険適用事業所のS有限会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

加えて、S 有限会社の事業主及び同僚等の証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

6 申立期間⑥については、申立人の知人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がF 株式会社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、F 株式会社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同社の所在地を管轄している法務局に照会したものの、同社の商業登記簿の記録は確認できなかった。

また、申立人が記憶する同僚の所在は確認できず、照会することができなかった。

さらに、F 株式会社についてT 課及びU 業事務係に照会したが、申立期間当時の資料は何も無く、同社が事業所として存在したかどうか不明との回答であった。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

7 申立期間⑦については、申立人の知人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がG 株式会社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、G 株式会社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同社の所在地を管轄している法務局に照会したものの、同社の商業登記簿の記録は確認できなかった。

また、申立人が記憶する同僚の所在は確認できず、照会することができなかった。

さらに、G 株式会社と同じV 区に所在し、商号が類似したW 株式会社に照会したが、同社の事業主からは、社員名簿等に申立人の記載は無く、当時の資格取得届なども残されていないために不明との回答があった。

加えて、社会保険事務所が保管するW 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

8 申立期間⑧については、申立人の知人の供述及び申立人が業務内容を具体的に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人がH 株式会社（現在は、X 株式会社）に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、社会保険事務所が保管するH株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、申立人は、H株式会社では班長の指揮下で勤務していたと供述しているが、同社で昭和38年2月から勤務している事務担当者からは、i) 当時、班長の指揮下で多くの請負作業員（「受け取り」と呼称していた。）がYで就労していたのは事実であること、ii) 班長は正社員として厚生年金保険に加入していたが、班長の責任で集めた請負作業員は正社員でないために厚生年金保険には加入していなかったとの供述であった。

さらに、H株式会社は申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存しておらず、同僚への照会に回答のあった複数の同僚からは申立てを裏付けるような回答は得られなかった。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

- 9 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 5 年 9 月 18 日まで
(株式会社 A)
② 平成 6 年 2 月 8 日から 8 年 8 月 16 日まで
(B 株式会社)
③ 平成 17 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
(C 株式会社)
④ 平成 17 年 6 月 7 日から 19 年 4 月 16 日まで
(B 株式会社)

社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間①から④までの標準報酬月額が給与明細書に記載された給与支給金額、及び預金通帳に記載された給与振込額と大きな相違があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は給与明細書等の確認できる資料は無いものの、申立期間当時、株式会社 A では役員として月額 50 万円の給与を受け取っていたとして、社会保険庁の標準報酬月額 44 万円の記録は低額過ぎると主張している。

しかしながら、事業主から提出された申立人の昭和 61 年 1 月から平成 5 年 9 月までの期間の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人の同社における毎月の給与総支給金額は、昭和 61 年 1 月から平成 4 年 8 月までは 45 万 2,000 円、同年 9 月から 5 年 9 月までは 40 万 7,000 円であったことが確認できる。

また、当該徴収簿に記載されている申立人の毎月の社会保険料控除額（健康保険料及び厚生年金保険料の合算額）は、上記社会保険庁の標準報酬月額 44 万円に申立期間当時の健康保険料率と厚生年金保険料率を各々乗じて合算した金額と見合っていることが確認できる。

なお、申立期間①のうち、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までについては、事業主も申立人に係る当該徴収簿を保存していないが、上述した 61 年 1 月以降の毎月の給与総支給金額（45 万 2,000 円）からして、事業主は 60 年 10 月 1 日の定時決定において申立人の標準報酬月額を 44 万円と届け出たものとするのが自然であることから、当該 3 か月間の社会保険料控除額も 61 年 1 月から同年 9 月までと同額であったものと推認できる。

さらに、同僚照会に回答のあった元同僚二人からは、申立人の申立てを裏付けるような供述は得ることができなかった。

- 2 申立期間②及び④について、申立人は、B株式会社でDとして勤務していたが、預金通帳の給与振込額（申立期間②における最高の給与振込額は平成 6 年 12 月 22 日の 46 万 8,145 円）及び給与明細書（申立期間④における最高の給与総支給金額は 17 年 12 月分の 42 万 1,733 円）で確認できる給与総支給金額に比して、採用時の標準報酬月額 24 万円やその後の標準報酬月額 38 万円及び 41 万円の記録は低額過ぎると主張している。

しかしながら、事業主はDの標準報酬月額については、i) 厚生年金保険被保険者資格取得時は、歩合給の標準報酬月額への反映が難しいため社会保険事務所と協議の上、平成 6 年ころの同社の平均給与額である 24 万円をもって一律に届け出ていること、ii) 歩合給の標準報酬月額への正確な反映は、その後の定時決定において行っていること、iii) 6 年以降 21 年 9 月現在まで、給与体系の変更や平均給与額に大きな変動が無いことから、現在もこれまでどおり、資格取得時は 24 万円で届け出ていると回答しており、申立人の場合、6 年 10 月及び 18 年 9 月の定時決定で標準報酬月額を 38 万円に、7 年 10 月の定時決定で標準報酬月額を 41 万円に変更されていることが確認できる（17 年は 6 月採用のため、B株式会社では申立人の定時決定は行っていない）。

また、事業主が提出した賃金台帳により、事業主は申立人の給与から標準報酬月額 24 万円、38 万円及び 41 万円に見合った厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

さらに、申立人と同時期にB株式会社で厚生年金保険被保険者資格を取得している 16 人の同僚の標準報酬月額は、いずれも 24 万円で届け出られていることが確認できる。

このほか、同僚照会に回答のあった元同僚4人からは、申立人の申立てを裏付けるような回答は得ることができなかった。

- 3 申立期間③について、申立人は、C株式会社（現在は、E株式会社）でDとして勤務していたが、給与明細書で確認できる給与総支給金額の約29万円から32万円に比して、採用時の標準報酬月額22万円の記録は低額過ぎると主張している。

しかしながら、事業主は、Dの厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は一律22万円で社会保険事務所に届け出ていると回答しており、申立人と同時期にC株式会社で厚生年金保険被保険者資格を取得している5人の同僚の標準報酬月額は、いずれも22万円で届け出られていることが確認できる

また、事業主が提出した賃金台帳により、事業主は申立人の給与から標準報酬月額22万円の厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

さらに、同僚照会に回答のあった元同僚一人からは、申立人の申立てを裏付けるような供述は得ることができなかった

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月3日から36年6月3日まで
② 昭和38年5月30日から同年8月15日ごろまで
③ 昭和38年8月25日ごろから同年10月1日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間①のA株式会社の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和36年6月3日となっているが、入社したのは35年4月4日で、2か月間の試用期間を経て同年6月3日に正社員になったので同年6月3日から36年6月3日まで、申立期間②のB株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失日は38年5月30日となっているが、同年8月14日ころまで勤務していたので同年5月30日から同年8月15日ころまで、申立期間③の合名会社C（現在は、株式会社D）の厚生年金保険被保険者資格取得日は38年10月1日となっているが、同社に入社したのは同年8月25日ころであるので同日ころから同年10月1日までの各期間について、それぞれ厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間③と一部重複してA株式会社に厚生年金保険被保険者記録があるが、同社に二度は勤務していないので、併せてこの記録についても訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はEとしてA株式会社に勤務していたと主張するが、事業主は当時の資料が無く不明と供述している上、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないことから、同社の社会保険事務所の記録から申立期間①に被保険者であったことが確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の

控除について供述を得ることはできなかった。

また、複数の元同僚は、試用期間について0か月、3か月、6か月とそれぞれ相違する供述をしており、かつ、厚生年金保険にまったく未加入の者もいたとする供述もあった。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①における申立人の氏名は見当たらない上、被保険者資格取得後の記録に不審な点はなく、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 2 申立期間②について、申立人はEとしてB株式会社に勤務していたと主張するが、事業主は当時の資料が無く不明と供述している上、申立人は同僚等の氏名を記憶していないことから、同社の社会保険事務所の記録から申立期間②に被保険者であったことが確認できる複数の同僚に照会した結果、二人の同僚から退職日の特定はできないものの、勤務していたことをうかがわせる供述が得られた。

しかし、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の同社の記録に不審な点はなく、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 3 申立期間③について、申立人は商品管理担当及び配送員として合名会社Cに勤務していたと主張する。

しかし、申立人が実際に勤務した事業所は、合名会社Cと他の3事業所で設立されたF組合であり、同組合が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、同組合理事長が申立人を合名会社Cにおいて被保険者資格を取得させたものと申立人及び同僚の供述から推認されるが、同組合は既に解散し、理事長も他界していることから、当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、合名会社Cは、当時の資料が無く不明と供述している上、申立人が、姓のみ覚えている同僚二人のうち同社の社会保険事務所の記録から確認できた同僚と思われる一人に照会したが、回答は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する合名会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、被保険者資格取得後

の記録に不審な点は無く、社会保険庁のオンライン記録と一致している。
加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 4 申立期間③に関連して、申立人は、A株式会社における昭和 38 年 8 月 1 日から同年 12 月 20 日までの厚生年金保険被保険者記録が合名会社 C における被保険者期間と一部重複していることについて、A株式会社には再就職していないとして当該被保険者期間の訂正を申し立てている。

Dの勤務形態等から2か所の事業所に同時に勤務することは通常考え難いほか、申立人の合名会社Cにおける勤務時期及び勤務内容等についての供述には説得力が感じられる。

しかしながら、両事業主は資料が無く確認できないため事実関係は不明であると供述している上、社会保険事務所が保管する両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人のいずれの被保険者資格取得日及び喪失日の記録に不審な点は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立人の主張を認めてA株式会社における被保険者記録を訂正することはできない。

- 5 このほか、申立人のすべての申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から43年8月1日まで
有限会社A退職の際に社長の奥様から「将来年金がもらえるようになるから今後のために大事に持っていてください。これからは自分でかけなさい。」と言われ、厚生年金保険被保険者証をもらった。退職後、私は、すぐに独立したため、多忙だったので、そのまま現在に至るまで被保険者証を見ることも確認することも無かったのだが、ねんきん特別便を見ると、同社で勤務した5年間のみ脱退手当金をもらったこととなっており、おかしい。私は絶対に請求していないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人が保有している厚生年金保険被保険者証にも「脱」の印が押されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に勤務していた有限会社Aの被保険者資格喪失日である昭和43年8月1日から約1か月後の同年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月12日から同年7月4日まで
② 昭和25年7月4日から31年12月29日まで

昭和25年4月からA組合に就職し、31年12月まで働いた。社会保険事務所で確認したところ、同組合の被保険者期間については脱退手当金を受け取ったことになっていたが、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったことも無い。また、資格取得日が25年7月4日になっていたが、同年4月から勤めていたため3か月の空白があるのはおかしい。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、所在を確認することができた唯一の同僚の記憶は曖昧であるため、申立内容に係る事実を裏付ける供述は得られなかった。

また、A組合は昭和34年1月にB組合に編入されているところ、同組合に確認しても、人事記録等申立てに関する資料は無い。

さらに、社会保険業務センターが保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、A組合における申立人の資格取得日が昭和25年7月4日と記されている。

加えて、社会保険事務所が保管するA組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同組合が適用事業所となったのは昭和24年5月1日であり、同日以降25年7月4日より前に申立人が資格を取得した記録は無い。

なお、A組合において申立人が事業主により給与から申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、社会保険業務センターが保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給年月日、支給金額など、支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和32年2月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から45年12月29日まで
② 昭和52年7月27日から53年6月21日まで

申立期間①について、社会保険事務所で脱退手当金を受け取っているとわれ、私が署名した書類があるかと尋ねたところ「何も無い」と回答があった。脱退手当金を受け取った記憶も無いことから納得がいかないで申立てに至った。

また、申立期間②については、次の会社に就職をする直前までA株式会社に勤務していたはずであるのに、厚生年金保険被保険者期間が3か月しか無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和46年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人はA株式会社で約1年間勤務していたと主張しているところ、同僚一人から、申立人が申立期間②の一部期間において、当該事業所に勤務していたとの供述は得られた。

しかし、事業主によれば、賃金台帳及び人事記録は保存期間満了により既に廃棄済みであるとしていることから、申立人の申立期間②に係る保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得日及び喪失日は、オンライン記録とも一致している。

さらに、雇用保険の被保険者台帳全記録トレーラーから、申立人の雇用保険離職日は昭和52年7月26日であることが確認できる上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

なお、申立人の生年月日が昭和23年2月15日と記録されていることについて、他の被保険者との錯綜も考えられることから、当該事業所において生年月日が22年2月15日の厚生年金保険被保険者二人、23年2月15日の被保険者一人について、それぞれの厚生年金保険被保険者資格取得日と喪失日を調査したが、申立人の申立期間②に係る記録の訂正及び改ざんをうかがわせる記録の確認はできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 31 日から 41 年 1 月 1 日まで
昭和 39 年 2 月 1 日に有限会社Aに入社し、40 年 12 月 31 日まで勤めていたと思われるが、社会保険事務所で確認したところ、申立期間の厚生年金保険加入記録が空白となっていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 12 月 31 日まで有限会社Aに勤務していたとしているが、当時の事業主は既に死亡しており、また、現在の事業主は申立てに係る調査について、当時の資料が無く不明と回答しているため、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録から連絡先が判明した当時の同僚に、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認をしたが、具体的に記憶している者はいなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録からは、申立人の申立期間における加入記録が確認できなかった。

加えて、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 36 月 6 月まで

昭和 31 年 4 月ころに株式会社Aに入社し、36 年 6 月ころまで勤めていたと思われるが、社会保険事務所で確認したところ、厚生年金保険被保険者であった期間が空白となっていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は入社日及び退社日の特定はできないものの、申立期間において株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、同社は昭和 31 年 11 月 30 日以降厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本の保管も無いことから、当時の事業主及び役員の所在も不明であり、申立人の同社における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、同僚 4 人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、それぞれが記憶している入社日から 3 か月から 7 か月後となっていることが確認できることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から昭和35年5月31日まで
私は、昭和31年11月1日から33年5月30日までA株式会社B所で社用車の運転手をしていましたが、閉鎖することになったため、総務部長の紹介でC株式会社D所に就職し、E係のFの運転手として同年6月1日から35年5月末まで勤務した。二人いた運転手の相方はGさんという人だった。

当時の給料は作業員の半分くらい（約1万5,000円）だったが、社宅があり、電気、水道、石炭が無料だったので、あまり生活は苦しくはなかった。

しかしながら、当時のHは閉鎖が相次ぎ、この事業所も経営難となり昭和35年5月末に退職せざるを得なくなった。

C株式会社D所には申立期間に間違いなく勤務していたので厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するC株式会社D所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び同じFの運転手をしていた同僚の被保険者記録が無く、申立期間当時に当該事業所で資格を取得した被保険者名簿からは申立人の名前が確認できない。

また、当該事業所は昭和38年1月31日に閉鎖により厚生年金保険適用事業所の資格を喪失しており、社会保険等の記録を保管する承継会社もなく当時の記録が確認できない。

さらに、申立期間当時、当該事業所で総務を担当していた複数の同僚が申立人のことを記憶しているが、E係の運転手は嘱託社員であった旨の供

述もあった。

加えて、当時のHは労働組合が強かったため、正社員であれば閉鎖前に退職させられることはなかったとの供述もあったことから、申立人が当該事業所の閉鎖のかなり前に会社と話し合いの上で退職していることを踏まえると、申立人は正社員の扱いではなかったことがうかがえる。

一方、嘱託社員でも常勤であれば社会保険に加入していたと思うという供述をした同僚がいるところ、正社員であっても希望する者だけが厚生年金保険に加入できたと回答している同僚がいる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。